

事故発生予防・防止のための指針

特別養護老人ホームすみれ

1 当施設における事故予防・防止に関する考え方

特別養護老人ホームすみれ（以下「施設」という。）は、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2 介護事故の防止のための委員会、その他施設内の組織

介護事故発生の防止及び再発防止等に取り組みにあたって「リスクマネジメント委員会」及び「事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者」（以下「安全対策担当者」という。）を設置します。

(1) 「リスクマネジメント委員会」の設置

ア 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止及び再発防止のための対策を検討し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い、施設全体で取り組むことを目的とします。

イ リスクマネジメント委員会の構成員

- ① 施設長
- ② 医師
- ③ 生活相談員
- ④ 介護支援専門員
- ⑤ 看護責任者
- ⑥ 介護責任者
- ⑦ 事務長

この委員会の総括責任者は施設長とし、必要に応じて委員会構成員を増員する。

ウ リスクマネジメント委員会の開催

毎月1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止などの検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

エ リスクマネジメント委員会の役割

- ① 緊急時対応マニュアル、事故（ヒヤリハット）報告書等の整備
介護事故等未然防止のため、定期的に緊急時対応マニュアルを見直し、必要に応じて更新します。事故（ヒヤリハット）報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新します。
- ② 事故（ヒヤリハット）報告の分析及び改善策の検討
報告のあった事故（ヒヤリハット）報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について施設長に提言します。
- ③ 改善策の周知徹底
②によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2) 安全対策担当者の設置

事故発生を防止するための体制として専任の担当者を設置し、必要な措置を適切に実施するよう努めます。

(3) 多職種協働によるアセスメントの実施による事故予防

ア 多職種（介護、看護、栄養、相談、総務）協働によるアセスメントを実施します。

利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。

事故につながる要因を検討し、事故予防に努めます。

イ 介護事故予防の状況が事故につながらないように、必要に応じてカンファレンスを開催します。

3 介護事故発生防止における各職種の役割

施設内において、事故発生防止のためのチームワークを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(1) 施設長

① 事故発生予防のための統括管理

② 事故発生防止委員会総括責任者

(2) 医師

① 診断、処置方法の指示

② 各協力病院との連携を図る

(3) 看護職員

① 医師、協力病院との連携を図る

② 施設における医療的行為の範囲についての整備

③ 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底

④ 処置への対応

⑤ 事故及びヒヤリ・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討

⑥ 記録は正確、かつ丁寧にする。

(4) 生活相談員・介護支援専門員

① 事故発生予防のための指針の周知徹底

② 緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）

③ 報告（事故報告・ヒヤリ・はっと）システムの確立

④ 事故及びヒヤリ・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討

⑤ 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底

⑥ 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(5) 栄養士

① 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導

② 食中毒予防の教育と、指導の徹底

③ 緊急時連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）

④ 利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(6) 介護職員

- ① 食事、入浴、排泄、移動等介助における基本的知識を身に付ける
- ② 利用者の意向に沿った対応を行い、無理な介護は行わない
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う
- ⑤ 多職種協働のケアを行う
- ⑥ 記録は正確、かつ丁寧に行う

(7) 事務長

- ① 施設内の環境整備
- ② 備品の整備
- ③ 職員への安全運転の徹底

4 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故発生の防止に取り組むにあたって、リスクマネジメント委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）
- ② 新入職員に対する事故発生防止の研修
- ③ その他必要な教育・研修

5 介護事故等の報告方法及び、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、「ヒヤリ・ハット報告書」や「事故報告書」を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。

なお、この情報を、報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」→「要因の検証」と「改善策の立案」→「改善策の実践と結果の評価」→「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。

また、その過程において自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、リスクマネジメント委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6 介護事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記のより速やかに対応します。

(1) 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用安全確保を最優先として行動します。

家族及び主治医等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。状況により、医療機

関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー（短期入所の利用者の場合）必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

(4) 損害賠償

法人事務局職員は、事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(1) 災害等への対応については、別に「防災計画」を定めます。

(2) 各事故の対応については、別に「緊急時対応マニュアル」を定めます。

8 事故対応防止のための指針の公表

この指針は、当施設内にいつでも閲覧できるようにします。また、ホームページ上に公表するものとします。

附 則 この指針は、平成25年5月1日から施行する。

この指針は、平成27年12月26日から施行する。

この指針は、令和4年4月1日から施行する。